

## 議事要旨(5) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び主な論点の検討

小賀坂副委員長及び原研究員より、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び主な論点の検討について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### IASB と FASB の現在の審議状況 (TRG 含む) ([審議事項(5)-2])

原研究員より、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対して委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

### IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び生じる可能性がある主な論点の例示 ([審議事項(5)-1])

#### ステップ 2：契約における履行義務を識別する

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 履行義務の識別は重要な論点と考える。例えば、ハードウェアにソフトウェアが付属して販売される場合、その後一定期間にわたり顧客に対してソフトウェアのアップデート作業が提供されることがあり、このような場合にはアップデート作業は別個の履行義務となり得ると考えられる。このようにこれまで実務上考慮されていなかった項目を履行義務として識別する可能性があるため、広く検討を要すると思う。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- そのようなアップデート作業については複雑性の度合い等に応じて、ソフトウェアとともに単一の履行義務を構成する、又はそれ単独で別個の履行義務と判断されることから、個々の状況に応じた判断が必要となる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 機械の販売と据付作業を提供する事例を考えた場合、すべての機械は据え付けなければ使用できないため、据付作業を別個の履行義務とする必要性に疑問がある。また、別個の履行義務として区分処理した場合でも、据付作業の収益認識時点に影響する程度であり、通常は重要性がないと考えられる。日本基準の開発にあたっては、このような会計処理を求める目的があるかどうかを検討すべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 単純な据付作業は別個の履行義務と判断されると考えられるが、一方でそのような履行義務は重要性がないと判断される場合もあると考えられる。日本基準では個別

基準で重要性に関する定めを設けている場合があり、重要性をどのように取り扱うかについても検討しなければならないと考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 履行義務の識別については日本基準でこれまであまり考慮されなかった項目であり、今後、十分な検討が必要と考える。また、具体的事例を用いて検討を行うことは理解しやすい一方、議論が詳細になり過ぎることも考えられるため、留意が必要である。

### ステップ 3：取引価格を算定する。

原研究員より、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対して委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

以 上